

庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁]は、必要に応じ、又は関係省庁〔厚生労働省、文部科学省〕、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕若しくは地方公共団体の長からの依頼に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

○消防庁長官は、患者の医療機関への搬送について、都道府県知事から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

○防衛庁長官は、対策本部長の求めに応じ、可能な範囲で患者の医療機関への搬送について輸送支援を行うものとする。また、都道府県知事は、必要に応じ、防衛庁長官に対し患者の搬送について要請するものとする。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○内閣総理大臣は、関係大臣〔文部科学大臣、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。

○内閣総理大臣は、必要に応じ、都道府県知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとする。

○指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○内閣総理大臣は、関係大臣〔厚生労働大臣、文部科学大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔国立病院機構〕、国立高度専門医療センター及び国立大学附属病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するものとする。

○指定公共機関〔放射線医学総合研究所〕、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設及び国立大学附属病院は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

○厚生労働省は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関

と連携して治療関連情報等を提供するものとする。

- 厚生労働省及び都道府県は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るものとする。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、使用された病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、医薬品、医療機器等の提供を依頼するものとする。
- 都道府県は、生物剤による攻撃が発生した場合、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 都道府県警察、消防機関、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等は、化学剤による攻撃が発生した場合には、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとする。
- 上記のほか、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び都道府県は、救急医療派遣チームの派遣、救護班の編成など、生物剤による攻撃の場合と同様に医療活動を行うものとする。

6 安否情報の収集及び提供

- 安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。
- 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行うものとする。

○国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。

(1) 安否情報の収集及び提供

① 市町村長の行う安否情報の収集

○市町村長は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が実施できるよう、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくななど、平素から必要な準備をするよう努めるものとする。

○市町村長は、当該市町村の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に収容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に都道府県知事に報告するものとする。この場合において、市町村の他の執行機関は、市町村の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に市町村長に提供するなど、市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

② 都道府県知事の行う安否情報の収集

○都道府県知事は、武力攻撃事態等における安否情報の収集を円滑に行うため、当該都道府県の区域内の市町村の準備状況を平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。この場合において都道府県知事は、体制が不十分な市町村が存在するときは、当該市町村を支援できるよう準備に努めるものとする。

○都道府県知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じ、市町村長が行う安否情報の収集に準じて自ら収集した安否情報を整理するよう努めるものとする。安否情報の整理に当たっては、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するとともに、自己の保有する情報との照合を行うなどの事実確認ができる限り行い、その情報の正確性確保に努めるものとする。この場合において、都道府県の他の執行機関は、都道府県の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に提供するなど、都道府県知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

③ 総務大臣の行う安否情報の収集

○総務大臣は、武力攻撃事態等において地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に行われるよう、都道府県知事を通じて、地方公共団体の安否情報の収集体制について平素から把握し、必要に応じ体制整備のための

助言を行うよう努めるものとする。

○総務大臣は、都道府県知事から報告を受けた安否情報について、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するよう努めるものとする。

④ 安否情報の提供

○総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

○総務大臣及び地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を回答するものとする。この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

(2) 関係機関による安否情報の収集に対する協力

○指定行政機関は、武力攻撃事態等に至ったときに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、その国民保護計画に必要な協力内容を定めておくよう努めるものとし、武力攻撃事態等においては、市町村長が都道府県知事に対して報告する方法に準じて、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

○指定公共機関及び指定地方公共機関並びに医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

○この場合において、地方公共団体の長がこれらの機関に対し安否情報の収集への協力を要請するに当たっては、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

○指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関が安否情報の収集に対して協力する場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方

公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 外国人に関する安否情報の収集及び提供

- 総務大臣及び地方公共団体の長は、外国人に関する安否情報について指定公共機関〔日本赤十字社〕の協力依頼があったときは、安否情報の提供等必要な協力をするものとする。
- 総務大臣及び地方公共団体の長は、指定公共機関〔日本赤十字社〕に対して外国人に関する安否情報の提供を速やかに行うことができるよう整理しておくものとする。
- 指定公共機関〔日本赤十字社〕が行う外国人に関する安否情報についての提供は、総務大臣及び地方公共団体の長が行う提供方法等に準じて行うものとする。

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1 武力攻撃災害への対処

- 国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止や武力攻撃原子力災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示するものとする。
- 都道府県知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請するものとする。
- 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、退避の指示、警戒区域の設定等を円滑に実施できるよう、これらの措置に係る事務を取り扱う者等必要な事項についてその国民保護計画で定めるものとする。

2 緊急通報の発令等

- 都道府県は、平素から、緊急通報の発令に係る事務を取り扱う部署を明確にしておくものとする。
- 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場

合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに、速やかに緊急通報を発令するものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると判断するときは、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

- 都道府県は、関係機関に対し、警報の通知に準じて、緊急通報の内容の迅速かつ確実な通知を行うものとする。
- 市町村長は、緊急通報の伝達に際しては、警報の伝達に準じて、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により緊急通報を広く知らせるものとする。また、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に緊急通報の内容を伝達するものとする。この場合には、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- 都道府県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機や標示を活用するなどして、緊急通報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めるものとする。
- 各都道府県において、放送事業者である指定公共機関（当該都道府県の区域内において放送を行う者に限る。）及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 平素からの備え

- 生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとする。
- 都道府県知事は、都道府県公安委員会及び海上保安部長等に対し、把握した生活関連等施設の名称及び所在地を連絡するなど、連携の確保に努めるものとする。
- 生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種

類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。

- 都道府県知事は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点を通知するとともに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、それぞれその国民保護計画において、施設の安全確保の留意点を踏まえ、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。
- 都道府県は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、施設の安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請するものとする。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるものとする。
- 警察庁及び都道府県警察並びに海上保安庁及び海上保安部長等は、生活関連等施設の所管省庁、都道府県知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺の状況、治安情勢等を勘案し自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うものとする。

② 武力攻撃事態等における措置

- 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等において、速やかに、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置を講ずるものとする。
- 生活関連等施設の所管省庁は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 生活関連等施設の所管省庁は、生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、施設の管理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。
- 内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全を確保するた

- めに必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣〔総務大臣、国家公安委員会委員長、国土交通大臣、防衛府長官等〕を指揮し、安全確保措置を講じさせるものとする。この場合において、国及び地方公共団体の関係機関は、施設及びその周辺の警備の強化、危険の防除、周辺住民の避難、立入制限区域の指定等の措置を連携して講ずるものとする。
- 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、情勢により生活関連等施設が何らかの攻撃にあう可能性があると判断される場合等に、速やかに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等の意見を聴いて、施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するものとする。
- 都道府県警察、消防機関その他の行政機関（海上保安庁、生活関連等施設の所管省庁及び施設の安全確保につき専門的見地からの助言等を行うことができる行政機関を含む。）は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。
- 都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会又は海上保安部長等に要請するものとする。また、生活関連等施設のうち国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）については、情勢により当該施設が何らかの攻撃にあう可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会又は海上保安部長等に要請するものとする。
- 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、都道府県知事から要請があつたとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域を指定するものとする。この場合の立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域とする。また、都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃災害の状況等に応じ、立入制限区域の範囲の変更を行うものとする。
- 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、立入制限区域を指定したとき

は、迅速かつ広く住民に周知するため、生活関連等施設の所在する都道府県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示するものとする。また、現場においては、警察官又は海上保安官は、可能な限りロープ等によりその区域を明示するとともに、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにするものとする。

③ 危険物質等の取扱所の使用停止等

○生活関連等施設のうち危険物質等の取扱所については、①及び②の措置のほか、必要に応じ、以下の措置を講ずるものとする。

- ・国〔総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、危険物質等の引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。
- ・危険物質等の取扱者は、武力攻撃事態等においては、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置を講ずることを命ぜられたときは、当該措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

④ 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止

○石油コンビナート等においては、①及び②の措置のほか、以下の措置を講ずるものとする。

- ・石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者は、防災の施設、設備、資機材等について、武力攻撃災害への対処にも活用できるよう、適切に維持管理するものとする。
- ・地方公共団体は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- ・石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者は、発災後速やかに、周辺の事業所と協力し、武力攻撃災害の拡大防止を図るものとする。

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

○原子力事業所については生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意するものとする。

① 体制の整備

- 原子力事業者は、原子力事業所の安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、障壁の設置など人の侵入を阻止するための措置に関すること、施設の巡視及び監視に関すること等についてあらかじめ定めるなど、警戒態勢に関し所要の措置を講ずるものとする。
- 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法の規定の準用に伴う原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に際し、原子力防災組織、原子力防災管理者等が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとする。
- 国〔文部科学省、経済産業省、国土交通省〕は、武力攻撃原子力災害に際しての関係機関との連絡方法、意思決定方法、現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルを策定するものとする。また、内閣官房は、関係省庁とともに、原子力災害対策マニュアルを参考に、関係省庁との連絡方法、初期動作等を定めた関係省庁マニュアルを整備するものとする。
- 原子力安全委員会は、文部科学省、経済産業省又は国土交通省から国民保護法第105条第1項に規定する放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報（以下(2)において単に「通報」という。）の連絡を受けた場合、専門家の非常招集並びに原子力安全委員会委員及び専門家の現地への派遣を迅速に行うために必要な連絡体制を整備するものとし、また、必要な移動手段（公共交通機関及びその代替手段）等についてもあらかじめ定めておくものとする。
- 現地の情報の収集は、原則として武力攻撃原子力災害合同対策協議会に一元化するものとする。
- 国〔文部科学省、防衛庁、海上保安庁、気象庁、環境省〕、地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所〕及び原子力事業者は、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努めるものとする。
- 情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の確保、職員の体制整備、関係機関相互の連携体制の整備、緊急時予測システム、専門家の派遣体制その他の武力攻撃原子力災害に的確かつ迅速に対処するための体制の整備については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行うものとする。

② 活動体制の確立